

土木工事仕様書

市 川 市

(令和8年 4月 1日改定)

土木工事共通仕様書

1 目的等

- (1) 土木工事共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は、市川市が発注する土木工事に係わる工事請負契約書及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図ることを目的とする。
- (2) 工事請負契約約款第1条にいう「仕様書」とは、この共通仕様書をいう。
- (3) 土木工事の施工に関する一般的事項等は、千葉県土木工事共通仕様書（令和7年10月1日改定）に定める規定を準用することとする。この場合において、次の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。
- (4) ※については、市川市工事請負契約約款（継続費用）も含んで作成しているため、条文の読み替えに注意すること。

千葉県土木工事共通仕様書		読み換える字句等
1-1-1 適用 1.	千葉県県土整備部・農林水産部水産局	市川市
	工事請負契約書（頭書を含み以下「契約書」という。）	工事請負契約約款（以下「約款」という。）
1-1-1 適用 2.	「千葉県請負工事監督検査事務処理要領（以下「事務処理要領」という。）」	約款
	千葉県財務規則の運用	市川市財務規則
1-1-2 用語の定義 2.	契約担当者等（千葉県財務規則等に規定する契約担当者をいう。）	契約課
1-1-2 用語の定義 3 3.	検査監	検査職員
※ 1-1-2 用語の定義 3 7.	検査監	検査職員
	契約書第32条、第38条、第39条	約款第31条、第37条、第38条
	千葉県建設工事検査要綱	市川市工事検査要綱
1-1-2 用語の定義 3 8.	千葉県組織規程第17条（本庁の職制）第6項及び第143条（出先機関の職制）第9項に規定する検査監をいう。	市川市行政組織規則第6条に規定する工事の中間検査、完成検査及び出来形検査を行う検査職員をいう。
1-1-3 設計図書の照査等 2.	契約書第19条第1項第1号から第5号	「約款」第18条第1項第1号から第5号

1-1-6 監督職員 1.	契約書第10条第2項	「約款」第9条第2項
1-1-6 監督職員 3.	県発注工事	市発注工事
	課長（千葉県組織規程（昭和32年千葉県規則第68号）第8条に規定する本庁の課（室）の長又は出先機関の長（千葉県組織規程第3章に規定する出先機関の長をいう。	課長（市川市行政組織規則（平成11年3月31日規則第6号）第42条に規定する本庁の課（室）の長又は出先機関の長（市川市行政組織規則第44条に規定する外部機関の長をいう。
1-1-10 施工体制台帳	千葉県建設工事適正化指導要綱第11条第1項	市川市建設工事指導要綱第11条第1項
	その一部を下請負に付したときは	下請契約を締結した全ての工事について
1-1-12 受注者相互の協力	契約書第2条	「約款」第2条
1-1-14 工事の一時中止	契約書第21条	「約款」第20条
1-1-16 工期変更 1. 2. 3. 4. 5.	契約書第16条第7項 契約書第18条第1項 契約書第19条第5項 契約書第20条 契約書第21条第3項 契約書第21条 契約書第22条 契約書第23条第1項 契約書第24条第2項 契約書第44条第2項	「約款」第15条第7項 「約款」第17条第1項 「約款」第18条第5項 「約款」第19条 「約款」第20条第3項 「約款」第20条 「約款」第21条 「約款」第22条第1項 「約款」第23条第2項 「約款」第39条第2項
1-1-17 支給材料及び貸与物件 1. 4. 6.	契約書第16条第1項 契約書第16条第8項 契約書第16条第9項	「約款」第15条第1項 「約款」第15条第8項 「約款」第15条第9項
1-1-21 工事完成検査 1. 2. 6.	契約書第32条 契約書第18条第1項 契約書第32条第2項	「約款」第31条 「約款」第17条第1項 「約款」第31条第2項
1-1-21 工事完成検査 4. 5.	検査監	検査職員

※ 1-1-22 出来形検査等 1. 2.	契約書第38条 契約書第38条第2項 契約書第39条第1項	「約款」第37条 「約款」第37条第2項 「約款」第38条第1項
※ 1-1-22 出来形検査等 3. 4.	検査監	検査職員
※ 1-1-22 出来形検査等 7.	契約書第35条	「約款」第34条
1-1-23 部分使用 2.	契約書第34条	「約款」第33条
1-1-25 履行報告	契約書第12条	「約款」第11条
1-1-34 交通安全管理 1.	契約書第29条	「約款」第28条
1-1-35 施設管理	契約書第34条 契約書第10条	「約款」第33条 「約款」第9条
1-1-40 不可抗力による 損害 1. 2. 3.	契約書第27条 契約書第30条 契約書第30条第1項 契約書第30条第2項	「約款」第26条 「約款」第29条 「約款」第29条第1項 「約款」第29条第2項
第2章 第3節 2-3-1 一般事項 2.	契約書第19条第1項	「約款」第18条第1項

2 工事の検査

受注者は、市川市工事検査要綱の定めるところにより検査を受けなければならない。

3 特記仕様書

土木工事の施工に関し特に定めるべき事項は、土木工事特記仕様書に明記するものとする。
なお、文字の中央部に線を重ねて付している事項は、本工事においては適用しない。

○本工事において適用しない事項の記載例

—(路盤廃材)— 第8条 本工事により発生する路盤廃材（ t ）は、市川市 地内、片道運搬距離 km の に運搬し、処理するものとする。
--

土木工事特記仕様書

第1章 工 期

(工 期)

第1条 工期は、契約日の翌日から令和9年3月26日までとする。

なお、休日等には、日曜日・祝日・年末年始休暇のほか、原則として、作業期間内の全土曜日を見込んでいる。

第2章 建設副産物対策等

(共通事項)

第2条 「建設リサイクル推進計画2020」(国土交通省)及び「千葉県建設リサイクル推進計画2016ガイドライン」に基づき、本工事に係る「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を「建設副産物情報交換システム(COBRIS)」により作成し、施工計画書に含め各1部提出すること。

また、計画の実施状況(実績)については、「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」並びに「建設副産物情報交換システム工事登録証明書」を同システムにより作成し、各1部提出するとともに、これらの記録を工事完成後五年間保存しておくこと。

「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」は請負金額が、「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」並びに「建設副産物情報交換システム工事登録証明書」は最終請負金額が100万円以上の全ての工事について建設資材の利用、建設副産物の発生・搬出の有無にかかわらず作成する。

(建設副産物処理承認申請書の作成)

第3条 「建設副産物の処理基準及び再生資材の利用基準」に基づき、建設副産物の処理に先立ち、「建設副産物処理承認申請書」を作成し、監督職員の確認を受け、同申請書を1部提出すること。

(処理の委託)

第4条 建設廃棄物の処理を委託する場合は、収集運搬又は処理について許可業者と各々建設廃棄物処理委託契約を締結し、「建設廃棄物処理委託契約書」を監督職員に提示するとともに、同契約書の写しを「建設副産物処理承認申請書」に添付すること。

なお、収集運搬業務を収集運搬業者に委託する場合は、別に収集運搬業者と「建設廃棄物処理委託契約」を締結すること。

(建設副産物処理調書の作成)

第5条 建設副産物の処理完了後、速やかに「建設副産物処理調書」を作成し、監督職員に1部提出するとともに、実際に要した処理費等(受入伝票、写真等)を証明する資料を監督職員に提示し確認を受けること。

(マニフェストの提出)

第6条 建設廃棄物の処理にあたって産業廃棄物管理票制度に基づく紙マニフェスト方式による場合は、複写式伝票のD票及びE票を提示すること。

また、電子マニフェスト方式による場合は、原則として廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき指定された情報処理センターが発行する当該工事のマニフェスト情報を収録した電子媒体又は建設廃棄物の引渡し時、運搬終了時及び処分終了時に登録される情報を印刷したもの（受渡確認票等）を提示すること。

（建設発生土）

第7条 本工事により発生する建設発生土を搬出する場合は、次の区分に応じ、建設発生土の適正な利用の推進を図るものとする。なお、指定（A）とは、発生量の多少にかかわらず搬出先が特定できる場合をいい、指定（B）とは、当初設計時に搬出先をあらかじめ確定できない場合をいう。

（1）指定（A）（工事間流用）の場合

~~本工事により発生する建設発生土のうち、下記に示す建設発生土については、工事間流用を図るものとし、下記指定地に搬出すること。~~

~~ア 搬出先（相手先工事名、場所等）~~

~~工事名~~ _____ ~~工事~~

~~工事場所~~ _____ ~~市~~ _____ ~~地先~~

~~イ 土質及び処分量~~ _____ ~~第~~ _____ ~~種建設発生土~~ _____ ~~m³~~

~~ウ 搬出時期~~ _____ ~~令和~~ _____ ~~年~~ _____ ~~月~~ ~ ~~令和~~ _____ ~~年~~ _____ ~~月~~

~~なお、搬出手続き等は監督職員の指示によること。~~

~~（2）指定（A）（その他）の場合~~

~~建設発生土（ _____ m³）は、 _____ 市 _____ 地先に搬出するものとする。~~

（3）指定（B）の場合

建設発生土（230 m³）は、片道運搬距離 20 kmに搬出するものとする。

なお、詳細については監督職員の指示によるものとする。

（路盤廃材）

第8条 本工事により発生する路盤廃材（308 t）は、市川市千鳥町地内、片道運搬距離 12 kmの㈱サンドテクノに運搬し、処理するものとする。

（建設廃棄物）

第9条 本工事により発生するアスコン塊（392 t）は、市川市千鳥町内、片道運搬距離 12 kmの㈱サンドテクノに運搬し、処理するものとする。

2 本工事により発生する鉄筋コンクリート塊（二次）（114 t）は、松戸市松飛台地内、片道運搬距離 5 kmの石建商事㈱に運搬し、処理するものとする。

3 本工事により発生する無筋コンクリート塊（21 t）は、松戸市松飛台地内、片道運搬距離 5 kmの石建商事(株)に運搬し、処理するものとする。

4 本工事により発生する無筋コンクリート塊(二次)（6 t）は、松戸市松飛台地内、片道運搬距離 5 kmの石建商事(株)に運搬し、処理するものとする。

~~5 本工事により発生する建設発生木材（ _____ t）は、市川市 _____ 地内、片道運搬距離 _____ kmの _____ に運搬し、処理するものとする。~~

~~6 本工事により発生する建設汚泥（ ）t は、市川市 地内、片道運搬距離 km の に運搬し、処理するものとする。~~

~~なお、搬出に先立ち受入条件等を確認し、監督職員に報告するものとする。工事発注後、事情により上記の指定処分により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。~~

~~7 本工事により発生する廃プラ（ ）は、市川市 地内、片道運搬距離 km の に運搬し、処理するものとする。~~

8 本工事の舗装切断作業時に発生する排水（1.2 t）は東京都大田区大森東地内、片道運搬距離 38 km の（株）S K Y に運搬し、産業廃棄物の汚泥と廃アルカリ（p H 12.5 以上は特別管理産業廃棄物の廃アルカリ）の混合物として処理するものとする。

本仕様書第 2 条での「建設副産物情報交換システム（C O B R I S）」での登録は、全て『その他の廃棄物』として登録する。

なお、搬出に先立ち受入条件等を確認し、監督職員に報告するものとする。工事発注後、事情により上記の指定処分により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

~~（刈草・剪定枝等の処理）~~

~~第 1 0 条 本工事により発生する刈草・剪定枝等（ ）t は、市川市 地内、片道運搬距離 km の に運搬し、処理するものとする。~~

（再生資源の利用）

第 1 1 条 本工事に搬入する建設資材のうち、再生資源の利用計画については、「施工計画書」中の記載事項（6）「主要資材」の項に記載するものとし、その実績については、工事完了後、「主要材料総括表」を作成のうえ、監督職員に提出すること。

（建設リサイクル法）

第 1 2 条 本工事は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）」（以下。「建設リサイクル法」という。）に基づく対象建設工事であり、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

なお、工事請負契約書「6. 解体工事に要する費用等」については、契約締結時に発注者と受注者の間で確認される事項であるため、発注者が条件明示した事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。

ただし、工事発注後に明らかになったやむを得ない事情により、予定した条件により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

2 受注者は、特定建設資材の分別解体等・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第 1 8 条に基づき、以下の事項を書面に記載し、監督職員に報告することとする。

- ・再資源化等が完了した年月日
- ・再資源化等した施設名称及び所在地
- ・再資源化等に要した費用

なお、その書面は、「建設副産物情報交換システム（C O B R I S）」を用いて作成した再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書によることができる。

3 請け負おうとする建設業者からの事前説明に関する事項は以下の通りとする。

- ・法第 1 2 条で対象建設工事を請け負おうとする建設業を営む者は、発注者に対し、対象建設工事の届出に関する事項を記載した書面（説明書）を提出し説明を行うこととする。

- ・ 書面の提出は、契約に先立って行うこととする。
- ・ 書面は施工計画書に添付するものとする。

第3章 仮設工

—(任意仮設)—

第13条 本工事の主留工及び路面覆工に関する仮設にあたっては、現地の状況を十分把握し、安全性、経済性、細部構造等については受注者において十分検討を行い、受注者の責任において決定し、施工するものとする。

—(施工条件)—

第14条 前条の決定にあたっては、下記条件等を遵守するものとする。

—なお、下記条件等に変更が生じた場合には、監督職員と協議の上、変更するものとする。—

—(1) 主留工の設計条件は、下記のとおりとする。—

① 地層数(地層種別)	別添仮設図面のとおり
② 切梁段数	(段)
③ 地下水位	(m)
④ 最終掘削深さ	(m)
⑤ 各段切梁設置前の先掘量	(m)
⑥ 過載過重	主働側 (t/m ²)
	受働側 (t/m ²)
⑦ 主留工法	
⑧ 準拠指針	
⑨ 設計ケース	

—(2) 路面覆工の設計条件は、下記のとおりとする。—

① 荷重条件	
② 荷重載荷方向	
③ 荷重衝撃係数	
④ 桁長(スパン)	
⑤ 桁間隔	
⑥ 受杭(桁)間隔	
⑦ 準拠指針	
⑧ 設計ケース	

—(指定仮設)—

第15条 本工事の主留工及び路面覆工に関する仮設は、設計図書に基づき施工するものとするが、現地の状況を十分把握し、安全性、経済性、細部構造等については受注者において十分検討のうえ、設計図書により難しい場合は監督職員と協議するものとする。

—(施工条件)—

第16条 工事の施工については受注者の責任において実施するものとする。

第17条 前条の決定にあたっては、下記条件等を遵守するものとする。

—なお、下記条件等に変更が生じた場合には、監督職員と協議の上、変更するものとする。—

——（１）土留工の設計条件は、下記のとおりとする。——

① 地層数（地層種別）	別添仮設図面のとおり
② 切梁段数	（段）
③ 地下水位	（m）
④ 最終掘削深さ	（m）
⑤ 各段切梁設置前の先堀量	（m）
⑥ 過載過重	主働側（t/m ² ）
	受働側（t/m ² ）
⑦ 土留工法	
⑧ 準拠指針	
⑨ 設計ケース	

——（２）路面覆工の設計条件は、下記のとおりとする。——

① 荷重条件	
② 荷重載荷方向	
③ 荷重衝撃係数	
④ 桁長（スパン）	
⑤ 桁間隔	
⑥ 受杭（桁）間隔	
⑦ 準拠指針	
⑧ 設計ケース	

第４章 工事現場管理

（過積載による違法運行の防止対策等）

第１８条 受注者は、工事の施工にあたっては次の事項を遵守するものとする。

- （１）積載重量制限を越えて土砂等を積み込まず、また積ませないこと。
- （２）さし枠装着車、不表示車等に土砂等を積み込まず、また積ませないこと。
- （３）過積載車両、さし枠装着車、不表示車等から土砂等の引渡しを受ける等過積載を助長することのないようにすること。
- （４）取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行い、又はさし枠装着車、不表示車等を土砂運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。
- （５）建設発生土の処理及び骨材の購入等にあたって、下請事業者及び骨材納入者の利益を不当に害することのないようにすること。
- （６）上記事項について、下請業者にも十分指導すること。

第５章 建設機械の使用

（排出ガス対策型建設機械及び低騒音型・低振動型建設機械の使用）

第１９条 受注者は、以下の表に示す建設機械を使用する場合は、排出ガス対策型建設機械指

定要領（建設大臣官房技術審議官通達、平成３年１０月８日）に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用しなければならない。

なお、排出ガス対策型機械を使用できない場合は、平成７年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、またはこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着することで、排出ガス対策型建設機械と同等とみなす。ただし、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

排出ガス対策型建設機械

機 械	備 考
一般工事用建設機械 ・ バックホウ ・ トラクタショベル（車輪式） ・ ブルドーザ ・ 発動発電機（可搬式） ・ 空気圧縮機（可搬式） ・ 油圧ユニット （以下に示す基礎工事用機械のうち、ベースマシーンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの： 油圧ハンマ、パイプロハンマ、油圧式鋼管圧入・引抜機、油圧式杭圧入引抜機、アースオーガ、オールケーシング掘削機、リバーサーキュレーションドリル、アースドリル、地下連続壁施工機、全回転型オールケーシング掘削機） ・ ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ ・ ホイールクレーン	ディーゼルエンジン（エンジン出力 7.5kw 以上 260kw 以下）を搭載した建設機械に限る。 ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス基準が定められている自動車の種別で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。

２ 受注者は、当該工事の施工において排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、現場代理人は施工現場において使用する建設機械の写真撮影を行い、監督職員に提出するものとする。

３ 受注者は、トンネル坑内作業において以下の表に示す建設機械を使用する場合は、排出ガス対策型建設機械指定要領（建設大臣官房技術審議官通達、平成３年１０月８日）に基づき指定されたトンネル工事用排出ガス対策型建設機械を使用しなければならない。

なお、トンネル工事用排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成７年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、またはこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置（黒煙浄化装置付）を装着することでトンネル工事用排出ガス対策型建設機械と同等とみなす。ただし、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

トンネル工事用排出ガス対策型建設機械

機 械	備 考
トンネル工事用建設機械 ・バックホウ ・トラクタショベル ・大型ブレーカ ・コンクリート吹付機 ・ドリルジャンボ ・ダンプトラック ・トラックミキサ	ディーゼルエンジン(エンジン出力7.5kw以上260kw以下)を搭載した建設機械に限る。 ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス基準が定められている自動車の種別で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。

4 ~~トンネル坑内作業受注者は、トンネル工事用排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置（黒煙浄化装置付）を装着した建設機械を使用する場合、現場代理人は施工現場において使用する建設機械の写真撮影を行い、監督職員に提出するものとする。~~

5 本工事は、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（建設大臣官房技術審議官通達、昭和51年3月2日）の適用範囲に該当する工事であり、受注者は、当該工事の施工において、低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程（国土交通省告示、平成13年4月9日）に基づき指定された建設機械を使用しなければならない。

ただし、施工時期・現場の条件等により一部機種の調達が不可能な場合は、認定機種と同程度と認められる機種又は対策をもって協議することができる。

（環境対策）

第20条 受注者は、千葉県が運用を開始している環境マネジメントシステムの構成要素をなす「公共工事における環境影響の低減」を推進し、達成するため施工計画書【環境対策】内に、独立した項目として「環境に配慮した工事実施計画」について記載するものとする。

工事施工にあたっては、騒音防止及び排気ガス対策を施した機械を使用するものとし、これによりがたい場合は監督職員の承諾を得なければならない。

第6章 工事材料

（材料の品質及び検査）

第21条 本工事に使用する材料のうち監督職員の指示する材料については、事前に品質証明書等を提出し確認を受けなければならない。また、監督職員の試験若しくは検査（確認を含む）を受けるものと指示された工事材料については、当該検査を受けなければならない。

第7章 その他

（デジタル工事写真の小黑板情報電子化について）

第22条 デジタル工事写真の小黑板情報電子化は、受発注者双方の業務効率化を目的に、被

写体画像の撮影と同時に工事写真における小黑板の記載情報の電子的記入および、工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るものである。

本工事でデジタル工事写真の小黑板情報電子化を行う場合は、工事契約後、監督職員の承諾を得たうえでデジタル工事写真の小黑板情報電子化対象工事（以降、「対象工事」と称する）とすることができる。対象工事では、以下の１．から４．の全てを実施することとする。

１．対象機器の導入

受注者は、デジタル工事写真の小黑板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等（以降、「使用機器」と称する）については、写真管理基準「３．（２）撮影方法」に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認（改ざん検知機能）を有するものを使用することとする。なお、信憑性確認（改ざん検知機能）は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」(URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」)に記載している技術を使用していること。また、受注者は監督職員に対し、工事着手前に、本工事での使用機器について提示するものとする。

なお、使用機器の事例として、URL

「<http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html>」記載の「デジタル工事写真の小黑板情報電子化対応ソフトウェア」を参照されたい。ただし、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない。

２．デジタル工事写真における小黑板情報の電子的記入

受注者は、同条１．の使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と小黑板情報を電子画像として同時に記録してもよい。小黑板情報の電子的記入を行う項目は、写真管理基準（平成29年度版）「３．（２）撮影方法」による。

ただし、対象工事において、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。

３．小黑板情報の電子的記入の取扱い

本工事の工事写真の取扱いは、写真管理基準（平成29年度版）及びデジタル写真管理情報基準（案）（平成20年5月）に準ずるが、同条２．に示す小黑板情報の電子的記入については、デジタル写真管理情報基準（案）（平成20年5月）「６．写真編集等」で規定されている写真編集には該当しない。

４．小黑板情報の電子的記入を行った写真の納品

受注者は、同条２．に示す小黑板情報の電子的記入を行った写真（以下、「小黑板情報電子化写真」と称する。）を、工事完成時に監督職員へ納品するものとする。なお納品時に、受注者はURL（<http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html>）のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、小黑板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督職員へ「工事打合せ簿」等により提出するものとする。なお、提出された信憑性確認の結果を、監督職員が確認することがある。

—(週休２日制適用試行工事)—

~~第２３条 本工事は、週休２日制適用試行工事の対象とする。~~

~~２ 受注者は、現場閉所による週休２日工事として取り組むこと。なお、予定価格には月単位の週休２日(４週８休以上)達成相当の経費を補正している。~~

- ~~3 受注者が週休2日交替制工事を希望するときは、受発注者間で協議し週休2日交替制工事に変更することができる。~~
- ~~4 受注者が工事着手前に完全週休2日(土日)の取組を希望し、かつ対象期間内において完全週休2日(土日)相当を達成した場合は、経費に補正係数を乗じ変更する。~~
- ~~5 週休2日制の実施にあたっては、「週休2日制適用工事試行要領(令和6年4月版)」に基づき行うこと。~~

(熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事)

第24条 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正を試行する対象工事とする。

- 2 受注者は、契約後速やかに、本試行の適用について、監督職員と協議すること。
- 3 工事の実施にあたっては、「熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行要領」に基づき行うこと。

(電子メールを活用した書類の提出等)

第25条 下記の工事書類については、電子メールを活用した書類の提出等ができるものとする。

なお、1件のメール添付ファイル容量は、最大で概ね1MBまでとする。

- ・工事打合せ簿(提出・報告・通知・指示・承諾)
- なお、契約変更の対象となる場合には、使用することができない。
- ・材料確認書
- ・段階確認書
- ・確認・立会依頼書
- ・工事履行報告書
- ・その他受発注者間の協議により対象とした書類

実施方法については、以下のとおりとする。

- (1) 発議者が作成したデータに電子スタンプやスタンプ機能等で押印、または紙書類に押印しスキャンしたデータを作成し、電子メールで受注者または発注者に送信するものとする。
- (2) 受信したデータについては、電子スタンプやスタンプ機能等で押印、または紙書類に押印しスキャンしたデータを作成し、電子メールで返信するものとする。

(法定外の労災保険の付保)

第26条 本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。

(立会い検査)

第 27 条 本工事において、「監督職員の立会の上施工すべき工種」は下表の通りとする。

工 種	立会い項目		摘 要
	項目	頻度[時期]	
縁石工	基礎幅 基礎高さ	1 種別毎に 1 回 〔施工中〕	
小型標識工	基礎幅 基礎高さ 根入れ長	基礎タイプ毎に 1 回 〔施工後〕	

側溝工 (L 型側溝) (自由勾配側溝) (管渠)	据付状況	100m又は 1 施工箇所に 1 回〔埋戻し前〕	
	基礎幅	100m又は 1 施工箇所に 1 回〔埋戻し前〕	
	基礎高さ		
集水柵工	基礎幅 基礎高さ	基礎タイプ毎に 1 回	
アスファルト舗装工 (下層路盤工)	厚さ	各層毎 100mに 1 回又は 1 施工箇所に 1 回 〔整正後〕	
アスファルト舗装工 (上層路盤工)	厚さ	各層毎 100mに 1 回又は 1 施工箇所に 1 回 〔整正後〕	
アスファルト舗装工 (基層工)	厚さ	各層毎 100mに 1 回又は 1 施工箇所に 1 回 〔整正後〕	
	タックコート、プライムコート	各層毎に 1 回 〔散布時〕	
アスファルト舗装工 (表層工)	厚さ	各層毎 100mに 1 回又は 1 施工箇所に 1 回 〔整正後〕	
	タックコート、プライムコート	各層毎に 1 回 〔散布時〕	